徳島大学文化団体連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学文化団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 連絡先は、徳島市南常三島町 徳島大学学生会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、1963年設立の主旨と以降30年以上にわたる歴史を尊重し、加盟文 化団体とその全体のために活動する、学生の自由で活発な自主的活動団体とする。

(事業)

- 第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 加盟文化団体の振興に関する事業
- ・新入生歓迎オリエンテーション、新歓パンフ発行(体連と共同)
- ・大学祭への参加、文連祭の開催
- (2) 加盟文化団体相互の連絡と親睦
- ・リーダーシップトレーニング
- ・部室の割当
- (3) 大学当局(学長、学務部、学生課など)との話し合いなど
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業 (会員)
- 第5条 本会の会員は、徳大で活動する文化系団体とする。
- ·入会及び脱会は、文連総会での承認によるものとする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、執行部と会計監査委員を置く。

(執行部)

- 第7条 執行部は、次の役員からなり、文連全体をまとめ、総会の招集、議案書の作成、 総会の決定事項の執行などを行う。
- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 1名
- (3) 執行委員 若干名 (会計、書記、企画などを担当する)

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 執行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副執行委員は、委員長を補佐する。

- (3) 執行委員は、執行委員会を構成し、本会の会務について審議する。
- (4) 会計監査委員は、執行部から独立した機関として、本会の会計を監査する。(役員選出)
- 第9条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 執行部の選挙は、総会で行い、選挙管理は前任の執行部の責任で行う。
- (2) 執行部は、総会において、選挙を公示し、5日間の立候補受付期間の後、1週間の選挙期間を経た後の総会で選挙を行う。
- (3) 執行部への立候補は、3 役連名の形で行い、対立候補のない場合は、信任投票を行う。 執行委員の補充は、総会の承認を経て行われる。
- (4) 会計監査委員の選出は、総会で行う。その所属サークルは執行部と重なってはいけない。
- (5) 各役員立候補者は、すべて、各役員立候補者が所属しているサークルの承認を受けて、 言わば、サークル代表として立候補しなくてはならない。尚、複数のサークルに所属する ものは1つのサークルの承認でよい。
- (6) その他、総会の承認の上で、必要な機関や役員を置くことが可能である。
- (例えば、文連祭委員会、同委員長)

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。補充された役員の任期は、その時の執行部の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第11条 本会に、総会、執行部会議、その他総会で承認された実行委員会議を置く。 (総会の構成)

第12条 総会は、執行部及び各団体の代表によって構成される。

(総会の招集)

第13条 総会の開催は、執行委員長が招集して議長となる。ただし、会員の10分の1の要求があったときは、執行委員長は招集しなくてはならない。

(総会の審議事項)

- 第14条 総会は、本会の最高決議機関として、次の事項について審理する。
- (1) 第4条に定められた事項の実施方針
- (2) 会費及び決算
- (3) 団体の入会、脱会および処分
- (4) 規約改正
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(総会の定足数及び議決)

第15条 総会は、加盟団体総数の過半数により成立し、議決は過半数とする。加盟団体

は総会に参加しなくてはならない。総会の決議事項は、全加盟サークルに告知され、執行されなくてはならない。加盟団体は、総会決議を守らなくてはならない。

(執行部会議の招集)

第16条 執行部会議の開催は、委員長が招集する。但し、委員の2人以上の要求があった時は、委員長は招集しなくてはならない。

(執行部会議の審議事項)

- 第17条 執行部会議は、文連の意志代表機関として、次の事項について審議する。
- (1) 第4条に定められた事業の実施計画
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他本会の運営に必要な事項

(実行委員会)

第18条 実行委員会は、執行部に協力し、前条第1項の職務を行う。実行委員は総会で 選出される。

第4章 会計

(経費の支弁)

第19条 本会の経費は、会費及び援助金をもって充てる。

(会費)

第20条 加盟団体は、所定の会費を会計年度当初に納入しなければならない。ただし、 一旦納入された会費は一切返却しない。

(会計年度)

第21条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(予算及び決算)

第22条 会費は、会計年度当初に総会において決定する。また、会計は、会計監査委員 による監査を経て、会計年度末の総会に決算報告書を提出し、承認を受けなければならな い。

(会計監査)

第23条 会計監査は年1回行う。ただし、監査委員が必要と認めたときは、随時行うことが出来る。

第5章 規約改正

第24条 この規約を改正するには、総会において加盟団体総数の3分の2以上の出席を もち、過半数以上の同意を得なければならない。但し、改正された規約は、直ちに効力を 発する。

第6章 その他

第25条 この規約実施に関し、必要な細則を定めることができる。